

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業協同組合の認定の失効について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第9条の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定が失効したため、同法同条第3項の規定により公示する。

事業所の名称	結いワーク宇検村協同組合
事業所の所在地	鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾9番地1
代表者の氏名	渡 慶彦
失効日（廃止日）	令和8年3月31日

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法同条第 6 項の規定により公示する。

認 定 年 月 日	令和 6 年 8 月 15 日
名 称	結いワーク宇検村協同組合
住 所	鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾 9 番地 1
代 表 者 の 氏 名	渡 慶彦
事 業 所 の 名 称	結いワーク宇検村協同組合
事 業 所 の 所 在 地	鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾 9 番地 1
地 区	鹿児島県大島郡宇検村
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間の満了の日	令和 16 年 8 月 14 日